



• おばたさおりの •

おばちゃん通信

つうしん



発行: おばたさおり

横須賀市池上2-14-10 田中ビル01号

TEL : 080-1161-4031



6月定例議会で、投票率向上と主権者教育の推進、こども施策の一層の推進、共同親権の導入によって不安を抱える方たちに寄り添うことについて質問しました。質問の一部を報告します。



共同親権の導入により不安を抱える方に寄り添うために

これまで日本では離婚後は父母どちらかが親権をとる「単独親権」でしたが、先の国会において、「共同親権」の導入が決定されました。共同親権の導入に際し、DVや虐待の被害者が守られるのか、不安の声が尽きません。共同親権の導入によって不安を抱える方たちに寄り添うために自治体ができることについて3点質問しました。

まず「DV等支援措置」についてです。DV、ストーカー、虐待の被害者などが、加害者に対し住所を非公開とできる「DV等支援措置」という制度があります。この制度について知らない方も多く、市のホームページにも載っていないため、制度の周知と確実に実施できる体制づくりについて質問したところ、「今も関係機関へのつなぎ、連携はしている。制度については市のHPで周知する。相談担当職員の複数配置などを行い、適切な支援措置を実施する」との答弁をいただきました。

次に、これから離婚を考えている方や、すでに離婚しているけれど、共同親権導入に不安を抱える

方たちの相談を行う体制を整えることを検討して欲しい旨市長に質問したところ、「こども給付課で相談を受ける」とのこと。その周知もしっかりと行ってほしいと思います。

最後に、離婚は夫婦だけの問題ではなく、子どもがいる場合、どちらがどのようにその養育に関わっていくのか、子どもにとって非常に大きな問題となります。子どもも、様々な葛藤が生まれることもあるでしょう。親の離婚にまつわる場面において、子どもが相談できる場、サポートを受けられる相談窓口の設置と、その明示について質問したところ、こども家庭支援課における「青少年相談窓口」において、子ども自身から離婚にまつわる場面での相談においては、相談員は子ども自身の意見を表明するためのアドバイスも含め、丁寧に対応をしていく、との答え。窓口の明示、周知も行っていく、との答弁も得られました。



横須賀市

がん克服条例の検証

議員提案で平成30年に策定した「横須賀市がん克服条例」の検証を、民生常任委員会で行いました。小児がん患者やAYA世代の教育機会の

確保が必要なのではないか、という観点で意見が一致し、第14条に「小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育及び適切な治療のいずれをも継続的かつ円滑に受けることができる環境の整備」を追加し、パブリック・コメントにかけることとなりました。
※AYA(アヤ)世代
Adolescent & Young Adult(思春期・若年成人)
ことをいい、15歳から39歳の患者さんがあてはまります。



子どもの居場所 児童育成支援拠点の設置について

児童虐待の通告のうち、保護まで至るのは全体の約13%であり、「保護まで至らないけれど支援の必要な子」はそれぞれの地域において、家庭で暮らすことになります。

2022年、国は養育環境等に課題を抱える子どもたちのために「児童育成支援拠点」事業を新設しました。この事業は子どもたちに安心・安全な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポートなどを行う場所となります。

今年の4月の法改正施行により、この事業の実施は市町村の努力義務となっています。本市にはすでに市内に居場所事業を行い、食事の提供や学習サポートを行っている民間の活動団体が複数あります。こうした既存の団体と連携し、子どもたちの安心・安全な居場所として機能する「児童育成支援拠点」を本市でも確実に整備していくべきと、市長

の考えを伺ったところ、

「養育環境等に課題を抱える子どもについて、非常に重要な課題だと認識している。現在不登校やひきこもりの子どもを対象とした事業を実施している市内のNPO法人や、すでに類似事業を実施している自治体にヒアリングを行っているところ。これらの取り組みを参考とし、NPO法人などの関係団体と連携を図りながら、具体的な支援内容を精査し、引き続き検討を進めていく。」

との答弁を得られました。

前向きに検討を進めているようなので期待するとともに、まずは一か所だとしても、市内に複数か所を設けることや、すでに子どもの居場所、支援の活動をしている団体との連携や団体への支援策についても検討いただきたいと思います。



18歳以降も支援を 社会的養護自立支援拠点事業の導入について

これまで児童福祉法では、18歳以上を対象としておらず、18歳でネグレクトなど虐待が発見されても児童相談所での対応がなかなか難しいところがありました。しかし18歳は成人年齢だから大丈夫、なわけではありません。家庭環境が厳しい状況の中では、進路や就職など、自立への道を考える余裕も生まれないでしょう。2022年の児童福祉法の改正により、虐待を経験しながら成長してきた若者に対し、18歳到達後も支援が可能となりました。

本市でも自立支援コーディネーターが配置され、18歳まで児童養護施設や里親家庭などの社会的養護下にあった子どもたちの自立支援は行われるようになりましたが、家庭で暮らし、虐待を経験している子どもについては、支援からこぼれ落ちてしまっています。

そこで、18歳になってから虐待が発見された子や、虐待を経験してきた虐待サバイバーを支援する

「社会的養護自立支援拠点事業」の導入について前向きな検討をしてほしい旨伝えたところ、「現在、児童相談所において自立支援コーディネーターを配置し、18歳を迎え、施設等を離れ社会に出た方と、現在施設等で暮らしている高校生年齢を対象に相談を受け、自立支援事業を行っている。しかし虐待経験がありながらも18歳になるまで公的な支援につながらなかった方への支援も必要だと感じているので、対象を広げた形での支援が可能となるよう、支援実績のある団体への委託も含め、検討していく」と市長からの答弁がありました。

虐待の被害にあいながらも公的な機関につながることのなかった方については、以前も本会議で「大人になった被虐待児」への相談窓口やケアの実施などを求めてきました。今回そうした場が前向きに検討されているので、動向を注視ていきたいと思います。

インターにご興味ある方はお問い合わせください。またご意見・質問などは下記連絡先へ。

小幡沙央里 おばたさおり

プロフィール

1985年10月3日生まれ。平作小、池上中、横浜市立金沢高校卒業。
UCLA政治学部卒業。学習塾、フリースペース勤務を経験。
2015年横須賀市議会議員選挙にて初当選。現在3期目。第98代副議長。

連絡先

移動事務所 ☎ 080-1161-4031 ✉ info@obatasaori.com

